

「小笠原国立公園の特別地域内において許可を受けなければ採取し、又は損傷してはならない高山植物その他のこれに類する植物を指定する件」についての意見の募集の結果について

1. 意見募集の概要

「小笠原国立公園の特別地域内において許可を受けなければ採取し、又は損傷してはならない高山植物その他のこれに類する植物を指定する件」について、以下のとおりパブリックコメントを実施した。

○募集期間

平成 22 年 10 月 14 日（木）～11 月 12 日（金）

○意見提出方法

郵送、ファックス又は電子メール

2. 提出された意見数 3 件

3. 意見の概要と見解について

別紙：提出された意見の概要及び見解

別紙：提出された意見の概要と見解

意見の概要	見解
○イソマツ（イソマツ科）は、追加することが種の保全上、必要と思われる。	○小笠原においてイソマツが現在確認されている分布域は、特別保護地区内であり、植物の採取等については許可を必要とすることになっています。
○新規指定33種を追加することは、概ね妥当であると思われる。 ○指定を解除する8種は、それぞれ理由が異なるが、妥当であると思われる。	